

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	令和7年度観光情報デジタル化推進事業委託業務	令和7年4月1日	36,505,139	(株)ゴールドバリュークリエーション	沖縄県宜野湾市宇地泊3丁目7番地1号 宜野湾ベイサイド情報センターITオフィス5-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はwebサイトの管理運営やサイト周知のための広報計画が具体的で実効性のある内容が提示されていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
2	観光政策課	沖縄国際海洋博覧会50周年記念シンポジウム開催業務	令和7年4月4日	4,895,000	株式会社アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原UビルⅡ2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容をより有効に実施できる相手方として選定した。	
3	観光政策課	令和7年度県民・観光客実態調査事業	令和7年4月9日	51,752,000	JTBF・SRC共同企業体 ①(公財)日本交通公社 ②(株)サーベイリサーチセンター沖縄事務所	①東京都港区南青山2-7-29日本交通公社ビル ②沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング9階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、調査設計が具体的に提示されていることや業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	
4	観光政策課	令和7年度観光産業実態調査事業委託業務	令和7年4月11日	7,254,000	株式会社海邦総研	沖縄県那覇市壺川3丁目1番19号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、計画全体の妥当性や業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	
5	観光政策課	令和7年度沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託業務	令和7年4月7日	8,899,000	株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、本県の状況に応じた観光施策の企画立案、観光関係者等との連絡調整、県民向け理解促進活動の企画や実施等のが具体的に提示されていることや業務実績等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	観光政策課	令和7年度DX観光客動態調査事業委託業務	令和7年6月20日	22,500,000	令和7年度DX観光客動態調査事業共同企業体 ①(株)リクルートライフスタイル沖縄 ②(株)プログウオッチャー ③(公財)九州経済調査協会	①沖縄県那覇市前島2-21-3ふそうビル7階 ②東京都中央区銀座7丁目3-5ヒューリック銀座7丁目ビル4階 ③福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案はデータの収集、整理・分析や戦略の立案等が具体的で実効性のある内容が提示されていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
7	観光振興課	令和7年度おきなわユニバーサルツーリズム推進事業	令和7年6月25日	18,788,000	(株)オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、これまでの類似業務の実績に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
8	観光振興課	令和7年度観光情報基盤構築事業委託業務	令和7年4月1日	20,494,000	(株)オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
9	観光振興課	令和7年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 沖縄・奄美エリア推進委員会運営・各種調査・人材育成等業務	令和7年5月19日	34,000,000	JTBF・沖縄JTB共同企業体 ①公益財団法人日本交通公社 ②沖縄JTB(株)	①東京都港区南青山2丁目7番29号 ②沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の実効性に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
10	観光振興課	令和7年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 沖縄・奄美エリア販路形成・受入環境改善事業委託業務	令和7年5月27日	60,000,000	令和7年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業共同企業体 ①沖縄セルラー電話(株) ②(株)アール・ピー・アイ	①沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 ②東京都千代田区神田神保町2丁目38番いちご九段ビル3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会にて審査したところ、左の社の提案は事業への理解や地域内連携、今後のインバウンドへの販路形成に向けた取組に優れていることから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	観光振興課	令和7年度観光月間・沖縄花のカーニバル推進事業委託業務	令和7年4月30日	10,856,000	(株)アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原UビルⅡ 2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
12	観光振興課	令和7年度外国人観光客受入体制強化事業委託業務	令和7年4月1日	25,683,000	R7年外国観光客受入体制強化共同企業体 ①沖縄JTB(株) ②(株)沖縄映像センター	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②沖縄県那覇市上之屋1丁目18番36号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、これまでの類似業務の実績に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
13	観光振興課	令和7年度観光危機管理体制構築支援事業	令和7年4月1日	28,316,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本委託業務は、「第2次沖縄観光危機管理基本計画」及び「沖縄県観光危機管理対応マニュアル」を踏まえ、国、市町村、OCVB、地域観光協会、観光関連事業者等と連携して、県全域の観光危機管理体制の構築を行う業務である。 同計画において、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(OCVB)は、観光DMOとして、民間部門のとりまとめ役としての司令塔としての役割が求められているところであり、計画の性質上、他の民間企業がこれに代わることはできないこととなっている。 また、本委託業務を行うことにより、OCVBに観光危機管理のノウハウが蓄積され、対応力強化が期待できる。 以上のことから、OCVBへの特命随契が必要である。	特命随意契約
14	観光振興課	令和7年度令和7年度観光案内所運営事業委託業務	令和7年4月1日	102,620,000	沖縄JTB(株)	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	観光振興課	令和7年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業	令和7年4月1日	24,200,000	令和7年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業共同企業体 ①(株)アール・ピー・アイ ②沖縄セルラー電話(株) ③(株)ジャパンライフデザインシステムズ	①東京都千代田区神田神保町2丁目38番地いちご九段ビル3階 ②沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 ③東京都目黒区青葉台1-13-6	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
16	観光振興課	令和7年度観光人材育成・確保促進事業委託業務	令和7年4月1日	56,634,000	沖縄観光人材育成コンソーシアム ①(一財)沖縄観光コンベンションビューロー ②(株)OTSサービス経営研究所	①沖縄県那覇市字小禄1831番地1 ②沖縄県那覇市松尾1丁目2番3号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
17	観光振興課	Be.Okinawa令和7年度Be.Okinawa多言語コンタクトセンター運営事業・インバウンド医療受入体制整備事業	令和7年4月1日	49,733,217	BS共同企業体 ①(株)BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS ②(株)シャイニング沖縄	①東京都新宿区4-3-17 ②沖縄県那覇市松山1-4-12	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、これまでの事業実績部分が評価され、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
18	観光振興課	令和7年度マリネジャー事故防止対策事業委託業務	令和7年4月1日	198,000,000	オリエンタルコンサルタンツ・沖縄ライフセービング協会共同企業体 ①(株)オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社 ②(一社)沖縄ライフセービング協会	①沖縄県那覇市久茂地2丁目22番10号 ②沖縄県中頭郡北谷町北前1丁目12番2号 新田マンション1階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
19	観光振興課	令和7年度観光人材マッチング支援事業委託業務	令和7年4月1日	248,355,000	「観光人材マッチング支援事業」受託コンソーシアム ①(株)琉球新報開発 ②損保ジャパン(株) ③アルティウスリンク(株)	①沖縄県那覇市字天久905番地 ②沖縄県那覇市久茂地3-21-1 ③沖縄県那覇市鏡原町10-8	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
20	観光振興課	令和7年度観光人材確保・定着支援事業事務局業務	令和7年4月1日	32,423,891	令和7年度観光人材確保・定着支援事業事務局業務共同企業体 ①東武トップアース(株) ②アルティウスリンク(株)	①沖縄県那覇市久茂地1丁目12-12 ②沖縄県那覇市泉崎1-20-6	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	観光振興課	令和7年度サステナブルツーリズム推進事業委託業務	令和7年4月1日	24,535,000	公益財団法人日本交通公社	東京都港区南青山二丁目7番29号 日本交通公社ビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会にて審査したところ、左の社の提案は前年度からの継続もあり、事業への理解や今後のサステナブルツーリズム宣言発出に向けた取組に優れていることから、契約の相手方として選定した。	
22	観光振興課	令和7年度観光事業者収益力向上サポート事業 事務局業務	令和7年4月1日	43,203,000	観光事業者収益力向上サポートコンソーシアム ①一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター ②一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	①沖縄県那覇市旭町112番地1 金秀ビル東館2階 ②沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、これまでの事業実績が評価され、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
23	観光振興課	令和7年度沖縄観光誘致対策事業	令和7年4月1日	66,558,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者との連携のもと、県の観光施策に基づく県外での沖縄観光PR等行事を実施しており、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県のネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
24	観光振興課	戦略的クルーズ観光推進事業	令和7年4月1日	64,689,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、国内観光客の安定的かつ継続的な確保を図ることを目的としており、事業実施にあたっては、県の観光施策に基づく全県的な観点での取組の企画・実施が求められる。そのため、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県のネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	観光振興課	令和7年度カップルアニバーサリーツアーリズム事業	令和7年4月1日	55,964,000	令和7年度カップルアニバーサリーツアーリズム事業共同企業体 ①(一社)沖縄リゾートウェディング協会 ②(株)琉球カヤックスタジオ ③(株)ブライダルハウスチュチュ沖縄 ④(株)レック ⑤(株)グッドラック・コーポレーション ⑥沖縄ワタベウエディング(株) ⑦(株)MARRY MARBLE	①沖縄県那覇市松山2-3-15 ②沖縄県那覇市牧志2-17-27 ③沖縄県那覇市松山2-3-15 ④兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-3 ⑤東京都目黒区中目黒1-7-71KN代官山2F ⑥沖縄県那覇市壺川3-2-4拓南ビル2F ⑦兵庫県神戸市中央区浪花町64	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、これまでの類似業務の実績に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
26	観光振興課	令和7年度沖縄観光グローバル事業委託業務	令和7年4月1日	386,383,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたり、その業務性質上、広域連携DMOの役割が必要不可欠である。事業の目的遂行と県内外事業者への支援対応等のため、公的中立性を有し信頼性が担保されている、県内唯一の広域連携DMOであるOCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
27	観光振興課	令和7年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業「国内・海外高付加価値旅行プロモーション事	令和7年5月26日	34,500,000	株式会社オリコム・株式会社ブレーション沖縄企業体 ①(株)オリコム ②(株)ブレーション沖縄	①東京都港区新橋1-11-7新橋センタープレイス ②那覇市久茂地3-21-1國場ビル4F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は事業の具体性及び実施体制に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	観光振興課	令和7年度沖縄観光グローバル事業「空港国際線活性化事業」	令和7年6月27日	42,190,000	那覇空港ビルディング(株)	沖縄県那覇市字鏡水150番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は沖縄の国際航空路線の活性化を目的としており、搭乗率安定のための離発着地の相互プロモーションや航空会社等との共同広告を通じた相互送客(PRイベント等は主に離発着地の空港での実施を想定)、商談会への出展や航空会社招聘などのネットワーク構築活動等を行う。委託契約の相手方は、路線誘致における空港の受入体制に係る情報連携や整備に加え、相互送客等のための空港間の連携なども求められる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
29	観光振興課	令和7年度沖縄観光グローバル事業「海外事務所観光誘致機能強化事業」委託業務	令和7年4月1日	29,800,000	公益財団法人沖縄県産業振興公社	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたり、海外業務のノウハウが不可欠な一方で事業者の内部情報を把握することにもなるため、常に公平・中立な立場で業務を執行することが求められる。公益財団法人沖縄県産業振興公社は、沖縄県の各海外事務所や委託駐在員の業務管理等を行っており、公的中立性を有し信頼性が担保されていることから、本業務を実施可能な唯一の組織であり、同公社を特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約
30	観光振興課	令和7年度国内需要安定化事業委託業務	令和7年4月1日	152,001,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、国内観光客の安定的かつ継続的な確保を図ることを目的としており、事業実施にあたっては、県の観光施策に基づく全県的な観点での取組の企画・実施が求められる。そのため、委託契約の相手方は公共的性格を持ち、県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び全県的ネットワークを有することが必要とされる。 このため、本事業はその性質及び目的が競争入札に適さないものと考えられ、契約の目的及び性質上、契約を履行できる者が特定されることから、OCVBを特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	観光振興課	令和7年度 離島観光活性化促進事業	令和7年4月1日	50,348,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、国内チャーター便及び定期便の就航促進や離島観光プロモーションを実施し、本島のみならず離島周遊を促すことにより、滞在日数の延長や消費単価の拡大を図ることを目的としており、各航空会社との連携や各離島のニーズにあったプロモーションの展開など、高い専門性が要求される業務を実施するものである。 また、業務の実施にあたっては、国内チャーター便及び定期便の就航促進や本島周辺15離島の誘客などを展開していくため、一定期間継続した取組が必要である。 「令和7年度離島観光活性化促進事業」評価・検討委員会において、令和6年度の事業成果報告及び令和7年度の事業提案をもとに、令和7年度の事業継続可否の審査を行い、その結果を踏まえて令和7年度の契約を締結した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	観光振興課	令和7年度離島観光活性化促進事業(久米島)	令和7年4月1日	15,000,000	一般社団法人久米島町観光協会	沖縄県島尻郡久米島町字比嘉160-57 イーフ情報プラザ	第167条の2第1項第2号	本業務は、離島独自のプロモーション活動の展開や全県的な誘客展開との連動性を高めた季節ごとのきめ細かなプロモーションを実施し、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、久米島観光の旬を戦略的にPRすることにより、久米島観光への誘客強化ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化につなげていくことを目的としている。 その事業実施にあたっては、地域全体のニーズを民間事業者等からくみ取り、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入れの取組をしていくものであるため、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある。 一方、契約の相手方である（一社）久米島町観光協会は、久米島の観光資源の保護、開発及び利用の促進を目的として設立された法人であり、公平・中立な立場を有している。当該事業の実施には、県及び久米島町の観光施策や観光に関する情報が必要となるが、当該協会はこれらを十分に掌握している。 当該事業は地元が主体となって取り組み、継続して発展継承していける地域完結型の事業を目指しており、より効果的に地元のニーズをくみ取り、それに応えていくノウハウや専門性を持つ組織は、久米島において（一社）久米島町観光協会以外には存在しない。 以上の理由より、本事業の実施にあたり、その事業内容を効果的かつ効率的に実施し、事業目的を達成することが可能な機関（一社）久米島町観光協会を契約先として選定した。	特命随意契約
33	観光振興課	令和7年度フィルムツーリズム推進事業委託業務	令和7年4月1日	29,145,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地1	第167条の2第1項第2号	本事業の実施にあたり、その業務性質上、広域連携DMOの役割が必要不可欠である。事業の目的遂行と県内外事業者への支援対応等のため、公的中立性を有し信頼性が担保されている、県内唯一の広域連携DMOであるOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
34	観光振興課	令和7年度フィルムツーリズム推進事業(映画祭等をフックとした誘客対策事業)委託業務	令和7年4月1日	27,874,770	宣伝・フラッグプロデューズコンソーシアム ①(株)宣伝 ②(株)フラッグプロデューズ	①沖縄県浦添市勢理客四丁目15番15号 ②沖縄県那覇市泊2丁目13番6号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、映画祭等をフックにした観光誘客に関する評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	観光振興課	令和7年度教育旅行推進強化事業	令和7年4月1日	85,797,000	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、修学旅行を長期的かつ安定的に確保するため、継続的に沖縄への修学旅行を実施する学校の満足度を高め、更なる継続実施につなげることを目的としていることから、現在沖縄への修学旅行を実施している学校への訪問実績及び信頼関係が重要となる。また、修学旅行は、県内外関係事業者の競合関係等、利害関係が多岐に渡る複雑な旅行分野であることから、旅行会社や県内事業者との信頼関係を基盤として緊密な連携を図りつつ、中立的な立場で必要に応じ関係者との調整を行った上で、本事業を実施する必要がある。 さらに、修学旅行は、旅行中の児童生徒の安全・安心の確保を非常に重視し、特に災害、事故、風評等の観光危機時は最も敏感に反応する旅行形態であり、観光危機管理と強い関連があることから、修学旅行に関する事業については、観光危機管理対策の経験とノウハウを蓄積し、県と密接に連携することが可能な機関が包括的に取り扱う必要がある。 本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づく、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	MICE推進課	令和7年度戦略的MICE誘致促進事業委託業務	令和7年4月1日	172,000,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEの県内開催に向けて複数年に亘り主催者等との信頼関係を構築し、各種支援等を公平公正な立場で継続的に実施する必要がある、また、商談会・見本市への出展などの誘致営業活動に当たっては信頼性が重視されることから、公的な立場で誘致を行っている組織であることが認知されていなければならない。 さらに、県内へのMICEの誘致に際しては、県全体のMICE施設、ホテル、航空会社、旅行会社、観光施設、その他のMICE関連事業者とネットワークを有していることが不可欠である。 （一財）沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、県内多数の事業者等を賛助会員としている沖縄MICEネットワークの事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	MICE推進課	令和7年度観光誘致対策事業(MICE推進課)委託業務	令和7年4月1日	13,796,000	一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEの県内開催に向けて複数年に亘り主催者等との信頼関係を構築し、各種支援等を公平公正な立場で継続的に実施する必要がある、また、誘致営業活動に当たっては信頼性が重視されることから、公的な立場で誘致を行っている組織であることが認知されていなければならない。 さらに、県内へのMICEの誘致に際しては、県全体のMICE施設、ホテル、航空会社、旅行会社、観光施設、その他のMICE関連事業者とネットワークを有していることが不可欠である。 （一財）沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、県内多数の事業者等を賛助会員としている沖縄MICEネットワークの事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	MICE推進課	令和7年度 MICE受入体制 強化等事業委 託業務	令和7年4 月1日	63,225,000	一般財団法人 沖縄観光 コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地 の1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、MICEに関する課題や主催者ニーズを踏まえた人材育成講座のテーマ設定が重要であり、また、事業者の内部情報を知り得ることとなるため信頼性を有し、各種支援を公平公正な立場で実施する必要がある。 （一財）沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的をして設立された県が出資する財団であり、また、広域連携DMOとして公的な性格を有し、平成29年7月に設立し多数の県内事業者を賛助会員としている沖縄MICEネットワークにおいて事務局を担うなど、幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	MICE推進課	令和7年度 展示会等誘致開催促進事業	令和7年4月1日	17,826,000	公益財団法人 沖縄県産業振興公社	那覇市字小禄1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務では、新たな展示会の県内開催に向けて、複数年に亘り主催者等と信頼関係を構築し、各種支援等を公平公正な立場で継続的に実施する必要がある。 また、誘致営業活動に当たっては信頼性が重視されることから、公的な立場で誘致を行っている組織であることが認知されていなければならない。さらに、大型展示会開催時には県内企業に対して幅広く参加の呼びかけを行うなど、集客面での協力が期待されている。 （公財）沖縄県産業振興公社は、公益目的の達成に必要な事業を行い、本県産業の健全な発展に寄与することを目的として設立された組織であり、多数の県内事業者等を賛助会員としている沖縄MICEネットワークにおいて事務局を担うなど、沖縄県内での展示会開催に関する幅広いネットワークを有する唯一の法人であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
40	MICE推進課	Jリーグ規格スタジアム整備運営等事業に関する事業者募集資料作成業務(R7)	令和7年6月9日	43,082,600	デロイトトーマツファイナ ンシャルアドバイザー 合同会社・株式会社山下 PMC共同企業体	東京都千代田区丸の内 三丁目2番3号 丸の内二 重橋ビルディング	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は選定基準を満たしており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
41	MICE推進課	令和7年度 沖縄県マリンタウンMICE エリア形成事業基本計画の改定等に関する支援業務	令和7年6月13日	38,434,984	デロイトトーマツファイナ ンシャルアドバイザー・ 梓設計共同体	東京都千代田区丸の内 三丁目2番3号 丸の内二 重橋ビルディング	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は平均点以上を獲得し、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
42	MICE推進課	令和7年度沖縄県マリンタウンMICE エリア形成推進業務	令和7年6月25日	13,820,235	みずほリサーチ &テクノロジーズ株式会 社	東京都千代田区神田錦 町2-3	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は選定基準を満たしており、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
43	文化振興課	令和7年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業委託業務	令和7年4月1日	15,316,000	公益財団法人沖縄県文 化芸術振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援セ ンター6階605号室	第167条の2 第1項第2号	本事業は、文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させること等を目的とし、「旅行商品造成プログラムモデルの構築」「文化体験プログラムモデルの構築」等の取組を実施するものである。実施に当たっては、県内の伝統芸能や文化芸術の多種多様な分野における専門的知見と、幅広い文化芸術関係者とのネットワークが必要となる。その一方で、事業にかかわる文化芸術団体等の選定に中立性が求められることなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。 文化芸術の専門性と公益性・公共性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会に限られることから、当該法人と特命随意契約を行った。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	文化振興課	令和7年度若年層普及啓発・県外PR事業委託業務	令和7年4月1日	17,177,000	公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号	第167条の2第1項第2号	本事業は、沖縄の伝統文化の保存・継承を目的とし、県内外において伝統芸能に関する認知度向上及び理解を促進するための公演やワークショップ等の取組を実施するものである。実施に当たっては、組踊や琉球舞踊を中心とした伝統芸能に関する高度な知見と、各流派・団体など関係者との緊密なネットワークが必要となる。その一方で、若年層を無償で公演に招待し、鑑賞の機会を提供する取組や伝統芸能に関する出前講座、「琉球歴史文化の日」の周知イベントなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。 組踊や琉球舞踊を中心とした伝統芸能に関する高度な知見等を有し、公益性・公共性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に限られることから、当該法人与特命随意契約を行った。	特命随意契約
45	文化振興課	令和7年度沖縄文化情報発信・魅力調査検討事業	令和7年4月1日	50,973,000	令和6年度沖縄文化情報発信・魅力調査検討事業委託業務コンソーシアム 代表企業 株式会社アドスタッフ博報堂 構成員 沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原ビルⅡ 2階	第167条の2第1項第2号	R6年度に2年事業(R6～R7)として2年間の企画提案を広く公募を行ったところ、3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の社の提案は順位が点も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 R7年度は継続審査会により、R6年度事業実施の評価と、R7年度の計画が妥当か審査し、R7年度の契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
46	文化振興課	戦後80周年平和祈念公演委託業務	令和7年4月1日	33,587,000	公益財団法人 国立劇場 おきなわ運営財団	沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号	第167条の2 第1項第2号	本事業は、平和を希求する「おきなわの心」を国内外に発信することを目的とし、済州と沖縄、日本の芸能公演や平和の希求をテーマとした沖縄芝居の公演等の取組を実施するものである。実施に当たっては、組踊や琉球舞踊を中心とした伝統芸能に関する高度な知見と、各流派・団体など関係者との緊密なネットワークが必要となる。その一方で、文化交流を通じた平和創造拠点形成への貢献や若い世代へ平和について考える機会を無償で提供するなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。 組踊や琉球舞踊を中心とした伝統芸能に関する高度な知見等を有し、公益性・公共性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に限られる	特命随意契約
47	文化振興課	チムグクル継承・発信事業	令和7年4月8日	43,085,000	チムグクル継承・発信事業 コンソーシアム 代表法人 株式会社アド スタッフ博報堂 構成員 琉球放送株式会社	沖縄県那覇市鏡原町10-8 UビルⅡ2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を先手委員会において審査し、左の社の提案は順位点が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
48	文化振興課	令和7年度琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業委託業務	令和7年4月10日	9,274,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査し、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	
49	文化振興課	もっとおきなわコンテスト	令和7年6月30日	24,000,000	株式会社シュガートレイン・合同会社琉球芸能大使館共同企業体 代表企業 株式会社シュガートレイン 構成員 合同会社琉球芸能大使館	沖縄県那覇市首里儀保町2丁目13番2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査し、各審査委員の評価も最低基準値以上と評価も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
50	文化振興課	令和7年度琉球料理伝承人育成・活用事業	令和7年6月3日	6,272,000	一般社団法人琉球料理保存協会	沖縄県那覇市久米1丁目18番7	第167条の2第1項第2号	本事業は、伝統的な食文化の保存・普及、次世代への継承を推進することを目的とし、沖縄の伝統的な食文化の担い手となる「琉球料理伝承人」のスキルアップに必要なフォローアップ講座、琉球料理伝承人を活用した学校給食関係者等向けの出前講座等を実施するものである。 実施に当たっては、伝統的な琉球料理の正しい普及・保存活動や琉球料理伝承人の育成など、琉球料理・食文化の総合研究に関する幅広い知見とネットワークが必要となる。また、事業実施に当たっては派遣する琉球料理伝承人の選定などに一定の中立性も求められる。 伝統的な琉球料理や食文化の総合研究に関する幅広い知見等を有し、中立性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、一般社団法人琉球料理保存協会に限られることから、当該法	特命随意契約
51	文化振興課	令和7年度沖縄食文化店舗認証制度・普及啓発事業	令和7年6月25日	11,824,000	沖縄食文化店舗認証制度・普及啓発事業共同体 ①沖縄JTB(株) ②光文堂コミュニケーションズ(株)	①那覇市旭町112番地1 ②島尻郡南風原町字兼城577	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、応募資格を満たし、かつ、同委員会の合議が得られたことから、契約の相手方として選定した。	
52	文化振興課	しまくとぅば普及センター事業業務委託	令和7年4月1日	44,400,000	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	第167条の2第1項第2号	本事業は、各地域のしまくとぅばの普及継承を図ることを目的として、その中核的機能を果たす「しまくとぅば普及センター」を設置し、人材養成講座や出前講座の開催、人材バンクの設置、総合窓口としての相談対応などを行うこととしている。しまくとぅばが各地域ごとに異なるという多様性を持つことから、それらの取り組みを行うにあたっては、各地域の「しまくとぅば」普及に取り組んでいる各市町村文化協会とネットワークを持ち、密接に連携・協力を図っていく必要があるとともに、しまくとぅば普及のノウハウや実績を有することが必要である。 よって、各市町村文化協会を会員とした連合組織であること、「しまくとぅば語やびら大会」開催実績等を勘案し、契約の相手方として沖縄県文化協会を選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	文化振興課	しまくとぅばアーカイブ業務委託	令和7年4月1日	18,450,000	国立大学法人琉球大学	沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、しまくとぅばのアーカイブ化の取り組みを行うこととしている。当該取り組みを行うにあたっては、文法調査票や収録する歌、文学的文章のしまくとぅばへの文法的な精査も含めた翻訳や自然談話の文字化等の言語学的な専門知識、地域との信頼関係に基づく早期の調査及びしまくとぅばの音声の収集やその文字化などアーカイブ化のノウハウを有していることが必要である。県内でもしまくとぅばに関し実績のある言語学者を有し、且つ、しまくとぅばの文法等専門知識が豊富であり、文化庁の類似事業の受託実績があり、言語学者とのネットワーク及び事業実施のノウハウを有していることを勘案し、本事業を効果的かつ効率的に実施し事業目的を達成することが可能な団体として、国立大学法人琉球大学を契約の相手方として選定した。	特命随意契約
54	文化振興課	「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務	令和7年5月12日	11,882,000	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左記の者を含む3者から応募があった。企画提案内容等を県庁課長級職員等により構成される『「しまくとぅば」イベント開催等事業委託業務企画提案選定委員会』において、提案者におけるイベント等の企画力、事業執行体制、過去の実績、ノウハウ等の観点から審査したところ、各イベントごとのプロモーション手法やステージ構成といった点が高く評価され、他の2者よりも順位点が高かったことから、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
55	文化振興課	しまくとぅばアニメオリジナル事業業務委託	令和7年5月29日	5,800,000	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、左記の者を含む4者から応募があった。企画提案内容等を県庁課長級職員等により構成される『しまくとぅばアニメオリジナル事業委託業務企画提案選定委員会』において、提案者における企画提案内容とその実施方法、費用の積算、事業執行体制、過去業務の実績等の観点から審査したところ、企画・構成やプロモーション手法といった点が高く評価され、他の3者よりも順位点が高かったことから、契約の相手方として選定した。	
56	文化振興課	令和6年度しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業委託業務	令和7年5月22日	41,611,000	株式会社アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市鏡原町10-8鏡原UビルⅡ2階	第167条の2 第1項第2号	R5年度に3年事業(R5～R7)としてプロポーザル方式により広く公募を行ったところ、5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査し、左の社の提案は順位店が最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。 R7年度は事業継続委員会により、R6年度事業評価と、R7年度の計画を加味し、R7年度の契約の相手方として選定された。	
57	文化振興課	地域の文化継承・発信支援事業	令和7年4月1日	6,050,000	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	第167条の2 第1項第2号	各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携して、その活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。	特命随契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
58	文化振興課	沖縄文化芸術の創造発信支援事業に係る業務委託契約	令和7年4月1日	39,780,000	公益財団法人 沖縄県文化芸術振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1 沖縄産業支援センター6階605	第167条の2 第1項第2号	本事業は、本県の多様で豊かな地域の伝統芸能や文化芸術といった文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展を図ることを目的に、県内の文化芸術団等による文化芸術に関する取組を公募、採択し、支援を行うものである。 実施に当たっては、県内の伝統芸能や文化芸術の多種多様な分野における専門的知見と、幅広い文化芸術関係者とのネットワークが必要となる。 その一方で、事業に関わる文化芸術団体等の選定に中立性が求められることなど、公益性・公共性を踏まえた取組が不可欠である。 文化芸術の専門性と公益性・公共性を両立しつつ本事業を実施できる団体は、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会に限られることから、当該法人と特命随意契約を行った。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
59	空手振興課	令和7年度沖縄空手県内普及促進事業委託業務	令和7年4月1日	10,049,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたっては、学校や保育所等へ派遣できるスキル、派遣先の地域に所在する指導者などを把握した上で、適切な派遣指導者の選定が必要となるため、委託先が沖縄空手の指導者に関する情報および専門的な知識を有していることが求められる。 民間事業者へ委託した場合、指導者派遣に係る情報や知識がなく、特定の流会派に偏る恐れがあることから事業実施が困難である。 一方、（一社）沖縄伝統空手道振興会は、沖縄空手の保存継承を目的に設立され、県内主要4団体が加盟する唯一の統一組織であり、県内において空手関係者との幅広いネットワークを有する団体である。 また、（一社）沖縄伝統空手道振興会には沖縄空手の専門的な知識を有する職員が配置されており、幅広いネットワークを活かして公平・中立的な立場で県内各地に指導者を派遣することが可能である。 本業務を効率的・効果的に実施するためには、（一社）沖縄伝統空手道振興会と随意契約を締結することが適当である。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
60	空手振興課	令和7年度沖縄空手流派指導体制構築事業委託業務	令和7年4月1日	14,136,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、様々な背景を持つ県内の幅広い空手関係者(団体、会派、道場主等)との連絡調整や意見交換を円滑に行うためのネットワークやノウハウを有するとともに、これらの関係者を統率し、必要に応じて的確な指導・助言を与える役割を果たすことが求められる。 また、沖縄空手の歴史や特徴を熟知し、伝統的な技法等に関する専門的な知見を有することが必要であるほか、特定の空手関係者に偏ることなく、公平・中立な立場から取りまとめを行うことが求められる。 民間事業者へ委託した場合、民間事業者が懇意にしている流派や空手家に偏るおそれがあること、沖縄空手の伝統性を網羅的に把握し特定の流派に偏ることなく事業を実施できるノウハウがないことから事業実施が困難である。 振興会は、沖縄空手の保存継承や世界への普及振興を目的に設立された県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織であり、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有していることから、効果的かつ効率的に業務を執行し、事業の目的を達成することが可能な委託先として最も適当である。	特命随意契約
61	空手振興課	令和7年度沖縄空手普及・啓発事業委託業務	令和7年4月17日	15,503,000	沖縄空手普及啓発事業 共同企業体 ①沖縄JTB株式会社 ②光文堂コミュニケーションズ株式会社	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
62	空手振興課	令和7年度沖縄空手普及・啓発事業(大阪・関西万博公演)委託業務	令和7年4月1日	35,188,000	沖縄空手普及・啓発事業 大阪・関西万博公演共同企業体 ①沖縄JTB株式会社 ②株式会社USPジャパン	①沖縄県那覇市旭町112番地1 ②東京都千代田区平河町1-4-3 平河町伏見ビル9階	第167条の2 第1項第6号	本件委託業務では、令和6年度沖縄空手普及・啓発事業(大阪・関西万博の公演に向けた事前準備)委託業務で作成する台本・演出により万博会場での公演を実施する予定となっている。出演者への調整や旅行手配等についても令和6年度の事業受託者が調整しており、演出家や出演者等との連携など、業務の効率的・効果的な実施を図る観点から、同一の事業者と随意契約を行い、業務を通して把握している事業を進めるうえでのノウハウ等を継続して活用する必要がある。 よって、令和7年度の本委託業務については、随意契約ガイドライン5-(6)-①に該当すると思慮することから、随意契約を行うこととした。 なお、著作権法第20条において、脚本家などの著作権者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとするとしている。 また、実演家に含まれる演出家は、同法第90条の3において、実演の変更、削除その他の改変を受けない権利を有している。 これらの権利は、著作者人格権、実演家人格権と呼ばれ、行使しないことが可能だが、譲渡や相続ができないとされている。 著作権法第1条に記載されている「著作権者等の権利の保護を図る」という目的も踏まえ、同一の脚本家・演出家によるステージを行う必要がある。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
63	空手振興課	令和7年度沖縄空手イベント開催事業委託業務	令和7年4月1日	20,000,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄空手の普及・啓発を図り、「空手の日」及び「空手発祥の地・沖縄」を広く国内外に強力に発信するため、沖縄空手に関する専門的な知見と幅広いネットワークが求められる。 民間事業者へ委託した場合、各流派派・空手関連団体との関係が希薄であるため、短期間で協力体制を構築することが困難であり、各団体との様々な事前調整に支障をきたす恐れがある。また、民間事業者が懇意にしている一部の流派だけでは、多くの空手家の参加は見込めないことから、事業実施が困難である。 振興会は、沖縄空手の保存継承や世界への普及振興を目的に設立された県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織であり、県内道場に関する情報を把握しており、空手関連団体を統率することができ、県内外に幅広いネットワークを有している。 振興会はこれまでも「空手の日」のイベント実施にあたり、中心的な役割を担ってきた実績があり、当該イベントについて熟知している。 令和3年に法人化され、令和4年度以降、業務実施に必要な体制や実績を有していることから迅速な対応力と、効果的、かつ効率的に事業遂行し、事業の目的を達成する事が可能な委託先として最も適当である。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
64	空手振興課	令和7年度沖縄空手会館ミュージアム事業	令和7年4月1日	12,783,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、沖縄空手会館の展示施設の充実に向けて、県内や国内外の調査及び資料収集を行うとともに、その資料を分析し企画展を継続的に実施できるよう、沖縄空手に関する情報を常時把握している必要があることから、空手関係者からの信頼性を十分に有している者からの支援、協力が求められる。 また、沖縄空手の歴史や特徴を熟知し、専門的な知見を有することが必要であるほか、特定の空手関係者に偏ることなく、公平・中立な立場から取りまとめを行うことが求められる。 民間事業者へ委託した場合、沖縄空手の歴史や特徴等の専門的な知見を有していないこと、特定の流会派・空手関係者に偏る恐れがあることから事業実施が困難である。 振興会は、沖縄空手の保存継承や世界への普及振興を目的に設立された県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織であり、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な体制や実績を有していることから、効果的かつ効率的に業務を執行し、事業の目的を達成することが可能な委託先として最も適当である。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
65	空手振興課	令和7年度空手ツーリズム受入体制構築事業委託業務	令和7年4月1日	21,295,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務の実施にあたっては、沖縄空手が観光資源として正しく活用できるよう、沖縄空手に関する情報を常時把握するとともに、沖縄空手の歴史や流派、道場での礼儀作法等の専門知識を持ち、正しい情報発信を行う必要がある。また、空手関係者からの信頼性を十分に有していることが求められる。 民間事業者へ委託した場合、沖縄空手の歴史や流派、道場での礼儀作法等の専門知識や正しい情報発信を行うノウハウがないこと、特定の事業者や流派などが行う旅行商品に偏りが生じるおそれがあること、空手界との信頼関係の構築に時間を要することから事業実施が困難である。 振興会は、沖縄空手の保存継承や世界への普及振興を目的に設立された県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織であり、県の策定した「沖縄空手振興ビジョン」関連施策の推進を担う公益性の高い法人として、空手関係者からの信頼性の担保を含め、業務の実施に必要な実績を有していることから、効果的かつ効率的に業務を執行し、事業の目的を達成することが可能な委託先として最も適当である。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
66	空手振興課	令和7年度沖縄空手案内センター事業委託業務	令和7年4月1日	11,545,000	一般社団法人 沖縄伝統空手道振興会	沖縄県豊見城市字豊見城854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄空手に関する情報を国内外に発信するとともに、県内、県外、海外からの問い合わせに対応するため、県内道場に関する情報を常時把握している必要がある。 また、空手関係者が安心して協力できるよう、空手関係者からの信頼性を有している必要がある。 民間事業者へ委託した場合、コーディネーターが民間事業者が懇意にしている流派や空手家に偏ったり、県内道場に関する情報を偏りなく幅広く収集することができない恐れがあることから事業実施が困難である。 振興会は、沖縄の空手の保存継承や普及振興を目的に設立された県内の主要な空手団体が加盟する唯一の統一組織であり、公平・中立な立場で業務を遂行することが可能である。 また、空手関係者からの信頼性を十分に有しており、空手関連団体を統率することができることと、県内外にネットワークを有していることから、本業務に必要な要件を満たす唯一の法人である。	特命随意契約
67	スポーツ振興課	令和7年度「スポーツアイランド沖縄」形成に向けた付加価値構築支援事業（「スポーツアイランド沖縄」形成に向けた付加価値構築支援補助金支援業務）	令和7年4月1日	12,801,000	一般社団法人沖縄スポーツ関連産業協会	沖縄県豊見城市字豊崎3番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
68	スポーツ振 興課	令和7年度総 合型地域ス ポーツクラブ育 成業務委託	令和7年4 月1日	2,270,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館	第167条の2 第1項第2号	当該業務委託は、地域住民が自主的・主体的に運営し、様々な世代・レベルの人が様々な種目に取り組む「総合型地域スポーツクラブ」に対して、訪問や電話を通じてクラブが継続的かつ安定的に運営できるよう育成に繋げるものである。 沖縄県スポーツ協会は、登録認証制度の申請窓口を担っている唯一の団体である。 また、(独)日本スポーツ振興センター所管のスポーツ振興くじ(toto等)による総合型クラブ助成の申請窓口として、各クラブの設立準備時から地域の実態調査やヒヤリング等を行ってきた。 その経緯から、総合型クラブ全般(制度、先進事例等)に関する知見に加え、個別の各クラブの実情にも明るく信頼関係も有している。 加えて、県内には活動クラブ36クラブが離島を含む18市町村にあるが、沖縄県スポーツ協会は県内全域で各クラブの指導・助言が行える唯一の団体でもある。	特命随意 契約
69	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツツーリズ ム戦略推進事 業(スポーツコ ンベンション誘 致戦略推進事 業業務委託)	令和7年4 月1日	56,155,000	一般社団法人沖縄ス ポーツ関連産業協会	沖縄県豊見城市字豊崎3 番地59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
70	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツコンベン ション振興対策 事業	令和7年4 月1日	3,000,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、各種 スポーツイベント・キャンプ等の誘致・受入を推 進し、スポーツコンベンション受入等のワンス トップ窓口機能を有する「スポーツコミッション 沖縄」の事務局であり、スポーツコンベンション の誘致・受入を一元的に担っている。 本事業では、スポーツコンベンションの気運 醸成、県内プロスポーツチームの優勝報告会 等を行うこととしており、誘致市町村や県競技 団体等全県的なネットワークを有することが必 要である。 また、プロスポーツチームや実業団、アマ チュアなど様々なカテゴリーの来県チームに対 する歓迎支援等を行うため、公平・中立的立場 で業務を執行することが求められる。 以上のことから、公益財団法人沖縄県スポー ツ協会と随意契約を行うものである。	特命随意 契約
71	スポーツ振 興課	国民スポーツ 大会等派遣業 務	令和7年4 月1日	164,774,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	本業務は、スポーツ基本法に基づき開催され る国最大のスポーツ大会である国民スポーツ 大会への派遣に係る業務である。(公財)県ス ポーツ協会は、沖縄県における各種スポーツ の競技団体を統轄し、沖縄県を代表して(公 財)日本スポーツ協会に加盟する唯一の団体 である。よって、(公財)県スポーツ協会を採用	特命随意 契約
72	スポーツ振 興課	新たなアクティ ビティを活用し たスポーツツー リズムコンテン ツ創出事業(新 たなアクティ ビティを活用した スポーツツーリ ズムコンテンツ 創出事業補助 金支援業務)	令和7年4 月1日	10,467,000	株式会社 海邦総研	沖縄県那覇市壺川3-1- 19	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ1者から応募があった。企画提案内容等 を選定委員会において審査したところ、左の事 業者の提案は、業務に関する専門的知見及び 実績、実施方法、事業の執行体制等から、事 業内容を有効に実施できる相手方として選定 した。	
73	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツツーリス ム戦略推進事 業(スポーツ観 光戦略的誘客 促進事業業務 委託)	令和7年4 月1日	50,058,000	一般財団法人沖縄観光 コンベンションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ1者から応募があった。企画提案内容等 を選定委員会において審査したところ、左の事 業者の提案は、業務に関する専門的知見及び 実績、実施方法、事業の執行体制等から、事 業内容をより有効に実施できる相手方として選定 した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
74	スポーツ振 興課	自転車競技場 管理運営業務	令和7年4 月1日	3,824,000	株式会社トラステック 代表取締役	沖縄県那覇市鏡原町7- 1サンパークー松3-C	第167条の2 第1項第2号	「自転車競技場」は、沖縄県総合運動公園内に設置されているため、当該公園を管理している指定管理者に業務委託することで、公園管理と一体となった管理運営や緊急事態等の迅速な対応に加え、公園管理業務と重複する業務に係る経費節減が可能となる。 また、委託事業者と自転車競技連盟が密に連携をとることにより、スムーズな施設利用が可能となり、合理的かつ効果的な管理運営ができる。 以上のことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
75	スポーツ振 興課	ラグザス presents 第32 回 WBSC U-18 野球ワールド カップ開催を契 機とした国際・ 平和交流業務	令和7年4 月16日	18,056,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112番 地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、本大会期間中(9月5日～14日)において、大会ファーストの対応を前提としており、各国や各関係機関との調整のうえ短期間での限られた日程の中から遂行することが求められ、試合会場から各交流場所や宿泊施設等までの移動手段やスケジューリングなど、本大会の運営業務との綿密な連携が必須となる。 そのため、本大会の試合会場とホテル間の輸送や各チームのリエゾン配置、食事の手配等の業務を担う事業者と同一とすることが最も効率的かつ効果的であり、経済的にも合理性を有する。 以上のことから、本事業を実施するためには、本大会の運営業務を受託している株式会社JTBのグループ企業であり、現場での実対応を担う沖縄JTB株式会社と契約を締結する必要がある。	特命随意 契約
76	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツツーリズ ム戦略推進事 業(プロ野球 キャンプ等訪問 観光促進事業)	令和7年4 月17日	25,668,000	株式会社アドスタッフ博 報堂	沖縄県那覇市鏡原町10- 8 鏡原UビルⅡ2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
77	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツコンベン ション開催実績 調査	令和7年4 月18日	4,869,000	株式会社 海邦総研	沖縄県那覇市壺川3-1- 19	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容を有効に実施できる相手方として選定した。	
78	スポーツ振 興課	令和7年度サッカーキャンプ誘 致戦略推進事業(受入市町村 促進事業)	令和7年4 月28日	13,340,000	東洋グリーン株式会社 沖縄営業所	沖縄県島尻郡八重瀬町 字伊覇144-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容をより有効に実施できる相手方として選定した。	
79	スポーツ振 興課	FBWC2023のレ ガシーを活用したスポーツ交 流推進事業業務委託	令和7年4 月30日	5,072,000	一般財団法人沖縄県バ スケットボール協会	沖縄県那覇市安謝653番 地 株式会社国際重機ビ ル602号	第167条の2 第1項第2号	令和6年5月30日に日本バスケットボール協会と沖縄県との間で締結した連携協定に基づき、バスケットボール日本代表や代表経験者を沖縄に招聘して県内のこども達と交流やクリニックを行うための調整ができるのが、日本バスケットボール協会となる。 日本バスケットボール協会や沖縄県、関係機関との連絡調整をスムーズに行えるのが、沖縄県内に事務所があり、日本バスケットボール協会の加盟団体である、沖縄県バスケットボール協会となるため。	特命随意 契約
80	スポーツ振 興課	令和7年度サッカーキャンプ誘 致戦略推進事業(サッカー キャンプ誘致等 業務委託)	令和7年4 月30日	27,890,000	一般社団法人沖縄ス ポーツ関連産業協会	沖縄県豊見城市豊崎3- 59	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の事業者の提案は、業務に関する専門的知見及び実績、実施方法、事業の執行体制等から、事業内容をより有効に実施できる相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
81	スポーツ振 興課	第28回沖縄県 スポーツ・レク リエーション祭 開催委託業務	令和7年5 月1日	3,466,000	公益財団法人沖縄県ス ポーツ協会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	本事業では、県民のスポーツ・レクリエーショ ンへの関心・意欲を高め生涯スポーツ社会の 実現を目指すため、運動の苦手な人も楽しく取 り組めるような体験型の種目の大会を、県内各 地で開催している。 各大会は、その種目に取り組んでいる県内 各競技団体及びレクリエーション団体の協力を 得て大会運営することで、全県規模での開催 が可能となっている。 各団体は、それぞれ沖縄県スポーツ協会ま たは沖縄県レクリエーション協会へ加盟しており、競技種目分については、沖縄県スポーツ協 会に加盟する70以上の団体との個別調整が必要となり、民間事業者では円滑・迅速な対応が 困難である。 そのため、県内各競技団体を統括し密な連 携・調整・指導が可能な唯一の団体である公 益財団法人沖縄県スポーツ協会と随意契約を 行った。	特命随意 契約
82	スポーツ振 興課	令和7年度ス ポーツツーリズ ム戦略推進事 業スポーツイベ ント支援委員会 運営業務委託)	令和7年5 月21日	6,290,000	沖縄JTB株式会社	沖縄県那覇市旭町112 番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ2者から応募があった。企画提案内容等を 選定委員会において審査したところ、左の事業 者の提案は、業務に関する専門的知見及び実 績、実施方法、事業の執行体制等から、事業 内容をより有効に実施できる相手方として選定 した。	
83	スポーツ振 興課	第88回国民ス ポーツ大会の 開催に向けた 競技施設詳細 調査	令和7年5 月26日	12,837,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地一 丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ3者から応募があった。企画提案内容等を 選定委員会において審査したところ、左の事業 者の提案は、業務に関する専門的知見及び実 績、実施方法、事業の執行体制等から、事業 内容をより有効に実施できる相手方として選定 した。	
84	交流推進 課	令和6年度次 世代ウチナー ネットワーク継 承基盤構築事 業(ウチナアン チュ子弟等留 学生受入業務)	令和7年4 月1日	43,443,999	Team OKIYUA ①(株)沖縄映像センター ②(一社)世界若者ウチ ナアンチュ連合会	①沖縄県那覇市上之屋1 丁目18番36号 ②沖縄県浦添市城間1丁 目8-19 メゾンソレイユ401	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ1者から応募があった。企画提案内容等を 選定委員会において審査した結果、契約の相 手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
85	交流推進課	令和6年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業	令和7年6月20日	11,876,000	沖縄映像センター・沖縄産業計画共同企業体 ①(株)沖縄映像センター ②協同組合沖縄産業計画	①沖縄県那覇市上之屋1丁目18番36号 ②沖縄県那覇市字上之屋314番地2 サンメディアビル3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
86	交流推進課	令和6年度次世代ウチナーネットワーク継承基盤構築事業（ウチナーネットワークコンシェルジュ運営業務）	令和7年4月1日	10,329,000	(一社)世界若者ウチナーンチュ連合会	沖縄県浦添市城間1丁目8-19 メゾンソレイユ401	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、契約の相手方として選定した。	
87	交流推進課	令和7年度世界のウチナーネットワーク強化推進沖縄文化芸能指導者派遣事業委託業務	令和7年6月10日	10,443,000	令和7年度沖縄文化芸能指導者派遣事業共同企業体	沖縄県那覇市久米2丁目4番16号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、4者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会に置いて審査した結果、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和7年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
88	博物館・美術館	令和7年度琉球王国文化遺産集積・再興事業委託業務	令和7年6月17日	87,197,000	一般財団法人 沖縄美ら島財団・株式会社国建・株式会社MA2studio共同企業体 ①一般財団法人 沖縄美ら島財団 ②株式会社 国建 ③株式会社 MA2 Studio	①沖縄県国頭郡本部町字石川888番地 ②沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号 ③沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	本事業は文化財を復元するという性質上、資料を取り扱う専門的な技術や知見が必要であり、復元するために製作者と専門的な議論を行う必要がある。また、それらを体系的に整理してコンテンツ作りを行い、効果的に発信する必要がある。そのため、第2期事業ではより効果的な模造復元と情報発信を行うべく、令和4・5年度にかけてプロポーザルによる業者選定を行った。令和6年度も同様に業者選定を行う予定であったが、予算的な折り合いと高度な技術が必要であったためか応募者が無く、プロポーザルが不調に終わった。そのため、平成27年度から本事業にかかわってきた(一財)沖縄美ら島財団・(株)国建共同企業体と随意契約を行うこととなった。本事業では第1期も含め複数回プロポーザルによる公募を行ってきたが、直近5年の間で同共同企業体以外からの応募が無かったことから、本県内において同規模の文化財復元製作委託業務を請け負える業者は無いと判断し契約を締結した。	特命随意契約
89	博物館・美術館	神扇2本の保存修理委託業務	令和7年6月25日	3,822,544	個人につき非公表	個人につき非公表	第167条の2 第1項第2号	琉球由来の神扇の修理では、神扇の特性を熟知し、扇の表裏面の接着や親骨・中骨の位置決め等の緻密な計算と卓越した修復技術が要求される。そこで、元東京国立博物館アソシエイトフェローで同館所蔵の奄美の神扇を修復した実績がある技術者に、2023年度に当館の修理設計書を作成してもらったので、それに基づいて保存修理を委託する者に選定した。	特命随意契約
90	博物館・美術館	沖縄県立博物館・美術館 電気室インバーター取替作業委託	令和7年6月17日	5,795,900	株式会社 シンテック	沖縄県那覇市銘苅2-4-51	第167条の2 第1項第2号	当館の空調設備に係るインバーターについては、富士電機社製品を採用しており、本業務については、同メーカー製品機器に取り替え、プログラムの再設定を行うことを目的としている。当該機器については、富士電機社製品に精通している必要があり、県内での特約店である(株)シンテックと契約を締結した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
91	博物館・美術館	自動制御機器 不具合箇所修繕	令和7年6 月18日	4,631,000	ヤシマ工業株式会社	沖縄県那覇市久米2-16 -25	第167条の2 第1項第2号	当館の空調管理等における自動制御装置は azvil社製品を採用しており、本業務において は、自動制御装置の一部部品の不具合に伴う 部品取替・設定作業を目的としている。 修繕にあたっては、azvil社製品に精通してい る必要があることに加え、障害発生時の対処 や管理責任の所在を切り分けることなく一貫し て対応させることでシステムの互換性や安全 性を保つ必要があるため、当館空調及び防犯 システムの保守・管理を行い、県内唯一の代 理店であるヤシマ工業(株)から見積を徴し、随 意契約を行った。	特命随意 契約
92	博物館・美術館	令和7年度沖 縄県立博物館・ 美術館重要文 化財保存管理 (修理修復)事 業委託業務契 約書	令和7年5 月23日	1,713,077	石川堂	沖縄県うるま市石川2738 -11-2F	第167条の2 第1項第2号	国の重要文化財を修理するため、文化庁主催 の修理修復技術者研修を終了し、類似した重 要文化財の修理修復実績のある者に委託する 必要がある。石川堂は、文化庁主催の研修を 終え、令和2～4年度にかけて石垣市所有、令 和4～6年度に当館所有の重要文化財を修理 した実績があり、類似した書物を伝統的に修理 できる県内唯一の事業者であるため、契約の 相手方として選定した。	特命随意 契約
93	博物館・美術館	令和7年度 沖 縄県立博物館・ 美術館 博物 館班における 収蔵品修理事 業(歴史資料)	令和7年6 月13日	1,774,850	紙修復保存工房	沖縄県那覇市首里崎山 町4-54-4	第167条の2 第1項第2号	例年、文化庁の修理修復技術研修を受講し たことを条件に、近世以前の資料修理を依頼 していた業者があった。しかし、今回修理予定 の資料は近代の資料であるため見積もりを出せ ないとの返答があった。そのため、他館等にも 確認したところ、県内公立館で同規模の近代 資料の修理を行った実績があるのは紙修復保 存工房のみであったため随意契約を行った。	特命随意 契約